

春日部市商工振興センター条例を廃止する条例

春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）

2 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年条例第52号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="188 909 743 1086"><tr><td>春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）</td></tr><tr><td> </td></tr></table>	春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="852 909 1407 1086"><tr><td>春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）</td></tr><tr><td>春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）</td></tr></table>	春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）	春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）
春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）					
春日部市健康福祉センター条例（平成17年条例第109号）					
春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）					